

香芝市告示第159号

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月27日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

香芝市特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱（令和7年告示第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
(補助対象者) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>法第27条第1項</u> _____に規定する教育 認定子どものうち、私立又は市外の公立の実施施設に通う児童 (3) <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4</u> <u>条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どものうち、</u> <u>私立又は市外の公立の実施施設に通う児童</u>	(補助対象者) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。次号</u> <u>において「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育</u> <u>認定子どものうち、私立又は市外の公立の実施施設に通う児童</u> (3) <u>令</u> _____第4 条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どものうち、 私立又は市外の公立の実施施設に通う児童

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。